

特定最低賃金の改正決定の申出状況

資料 3

ケース別	特定最低賃金の件名 (適用対象業種の範囲)	適用 労働者数	申出日及び申出者	協約覚書適用労働者数 又は機関決定労働者数 (適用労働者に占める割合)
労働 協約	埼玉県非鉄金属製造業最低賃金 ※ E 23 (小分類の E 231・235・239を除く。)	4,844 人	令和 8 年 7 月 17 日 ・ 日本基幹産業労働組合連合会埼玉県本部 委員長 羽田野 省三 ・ J A M 北関東 埼玉県連絡会 会長 大野 政幸 ・ 全日本電線関連産業労働組合連合会埼玉地方協議会 議長 諏訪 雄輔 ・ 全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会 埼玉地方協議会 議長 竹内 秀之	2,554 人 (52.72%)
労働 協約	埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金 ※ E 275、E 323	2,375人	令和 8 年 7 月 17 日 ・ J A M 北関東 埼玉県連絡会 会長 大野 政幸 ・ J E C 連合埼玉地方連絡会 議長 小池 弘之	1,949 人 (82.06%)
労働 協約	埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 ※ E 28、E 29 (細分類の E 2973 (心電計製造業を除く。))を除く。)、E 30	35,110人	令和 8 年 7 月 17 日 ・ 全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会 埼玉地方協議会 議長 竹内 秀之 ・ J A M 北関東 埼玉県連絡会 会長 大野 政幸	16,994 人 (48.40%)
労働 協約	埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金 ※ E 31 (小分類の E 315・319 (細分類の E 3191を除く。))を除く。)	40,735 人	令和 8 年 7 月 17 日 ・ 全日本自動車産業労働組合総連合会埼玉地方協議会 議長 迫 幸太郎 ・ J A M 北関東 埼玉県連絡会 会長 大野 政幸 ・ 全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会埼玉地方協議会 議長 竹内 秀之	16,172 人 (39.70%)
公正 競争	埼玉県自動車小売業最低賃金 ※ I 591 (細分類の I 5914を除く。)	24,783人	令和 8 年 7 月 17 日 ・ 全日本自動車産業労働組合総連合会埼玉地方協議会 議長 迫 幸太郎	8,363 人 (33.74%)

※は、日本標準産業分類(令和5年7月27日総務省告示第256号)による分類を記載。

注)「上記の産業において管理、補助的経済活動を行う事業所」又は「管理する全子会社を通じての主要な経済活動が上記の産業に分類される純粋持株会社」も各特定最低賃金の適用対象に含まれる。